

mipig 安心サポート（生命保障）とは、お迎えいただいたブタさんが万が一の怪我や事故、病気などで死亡してしまった場合の保障制度です。

## ■ 保障期間と料金

保障期間は下記のいずれかをご選択ください。保障期間に応じて料金が異なります。

保障期間	料金
6か月保障	生体価格の15%
12か月保障	生体価格の20%
24か月保障	生体価格の25%
<del>36か月保障</del> 48か月保障	生体価格の30%

## ■ 保障の適用範囲

### ① 怪我による死亡

- ▶ 日常生活における事故(圧迫、打撲、骨折等)
- ▶ ペットの行動による事故(誤飲、感電、沈溺等)
- ▶ 予測不可能な事故(落下等)

### ② 病気による死亡

- ▶ 獣医師の診断により、先天性疾患及びその他疾患による死亡と認められたもの
- ▶ 獣医師の診断により、原因不明の死亡と認められたもの(中毒死、突然死等)

## ■ 保障内容

保障適用時に、下記①または②をお選びいただきます。

### ① 代替ペットのご提供

初期売買契約時に掛かった生体価格の費用を上限とし、代替ペットをお選びいただきます。  
代替ペットの提供の場合は、ドクターズプログラム費用は当社にて負担いたします。

### ② 生体代金のご返金

初期売買契約時に掛かった生体価格の費用をご返金いたします。

※詳細は『mipig生命保障制度 約款』をご確認ください。

## mipig生命保障制度 約款

mipig生命保障制度約款（以下「本約款」という）は、生命保障甲（以下「甲」という）及び当社（以下「乙」という）との間で締結した生命保障契約（以下「生命保障契約」という）と一体をなすものである。

### 第1条(対象物)

本保障は、本制度申込みの該当ペット(以下「ペット」という)のみを対象とする。

### 第2条(保障事項)

本保障は、万が一の怪我や病気によりペットが死亡した場合に適用とする。その場合、代替ペットの提供または初期売買契約時に掛かった生体価格の費用を保障するものとする。対象の代替ペットは初期売買契約時に掛かった生体価格を上限とし、甲が選べるものとする。なお、代替ペットを提供する場合は、ペットの健康と安全に配慮した医療プログラム（以下、「ドクターズプログラム」という）の費用は乙にて負担する。

### 第3条(保障適用内)

本保障の適用範囲は以下とする。

#### 1, 怪我による死亡

- (1)日常生活における事故(圧迫、打撲、骨折等)
- (2)ペットの行動による事故(誤飲、感電、沈溺等)
- (3)予測不可能な事故(落下等)

#### 2, 病気による死亡

- (1)獣医師の診断により、先天性疾患及びその他疾患による死亡と認められたもの
- (2)獣医師の診断により、原因不明の死亡と認められたもの(中毒死、突然死等)

### 第4条(保障対象外)

次の事項に該当する場合は、本保障の適用外とする。

- (1)契約者及び同居人等による故意、重大な過失、犯罪行為、闘争行為によるもの
- (2)契約者が法令に違反した行為(飲酒運転等)によるもの
- (3)契約者の管理下でない事故によるもの
- (4)契約者が随伴した状況で法令に違反した行為(交通事故等)によるもの
- (5)契約者の疾患により生じた事故によるもの
- (6)契約者及び同居人等の基本的飼養を怠ったことが原因によるもの
- (7)医療過誤及び医療機関、獣医師による不適當行為によるもの
- (8)医療処置行為(手術、検査、投薬等の医療全般、死亡に至る治療)及び外的施し行為(断尾、断耳、歯科処置等の外科全般)によるもの
- (9)下記の感染症対策を怠ったことに起因する病気によるもの  
日本脳炎、萎縮性鼻炎、豚丹毒。但し、発病日が定められた予防措置(ワクチン接種等)が有効とされる期間内であれば本保障を適用する。
- (10)豚熱予防対策(家畜保健衛生所との連携)を怠ったことに起因する豚熱によるもの
- (11)地震や噴火、津波等の天災により生じた事故によるもの
- (12)戦争、外国の武力行為、革命、内乱、武力反乱、その他それらに類似する事変または暴動によるもの
- (13)核燃料物質、及びそれに汚染されたものによる放射性、爆発性、その他有害な特性が原因となる事故によるもの

## 第5条(保障期間及び保障金)

本保障の保障期間は、ペットを引き渡した日を始期日とし、契約者は期間に応じた保障金を当社に支払うものとする。保障期間は6か月、12か月、24か月、36か月のいずれかとし、契約締結時点において、甲乙の契約書において定める。

## 第6条(契約者の提出義務)

本保障は、契約者によりペット売買契約書、生命保障契約書、及び死亡診断書のすべてが提出された時点で保障適用とする。死亡診断書の項目は、獣医師の署名、日付、死亡原因、該当ペットと判別できる事項がないものは無効とし、保障適用されないものとする。

## 第7条(契約者の通達義務)

本保障の契約者は、ペット死亡時(以下、有事とする)に直ちに乙へ申し出る義務を有すること。有事の報告は、ペット死亡日より3日以内とし、4日以上経過した場合は無効とし、保障適用されないものとする。また、保障適用の可否に関する決定通知は、死亡診断日より30日以内とする。なお、保障適用の判断に困難がある場合、乙の判断により決定通知を最大30日間延長することができる。

## 第8条(契約者からの解約)

本保障は、契約期間中に契約者から解約することはできないものとする。但し、第9条で定める事項による当社からの解除は可能とする。乙から解除をした場合、以後の保障はされないものとし、支払済みの保障金は返還しないものとする。

## 第9条(乙からの解除)

この保障では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、乙は、契約者に対し、本保障を解除することができる。

- (1)契約者が保障させる目的で怪我、事故、死亡等をさせた場合
- (2)契約者が暴力団関係者、その他の反社会勢力に該当すると認められたとき
- (3)契約者が保障金の請求について詐欺を行った場合
- (4)上記のほか、(1)～(3)と同等に乙の信用を損ない、本保障の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- (5)契約者が払込期日までにその保障金の払込みを怠った場合

## 第10条(本約款の改訂)

- 1, 乙は以下の場合に、利用規約を変更することができる。
  - (1)規約の変更が、契約者の一般の利益に適合することができる。
  - (2)規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2, 乙は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の前までに、規約を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を掲示する。
- 3, 変更後の約款の効力発生日以降に契約者が本制度を利用したときは、契約者は、約款の変更に同意したものとみなす。

## 第11条(特約)

- 1, 本保障により代替のペットが交付される場合、従前生体での契約はすべて終了となり、交付時に新たに売買契約、及び、乙指定のアプリ(以下、「mipig owners」という)に加入し、マイクロブタフードの購入が生じる。
- 2, 前項のフードは、新たな売買契約から2年間継続購入して与えること。
- 3, 第1項及び第2項のフードの売買契約は、別途乙指定の書面等(利用規約含む)に基づき行う。

以上